

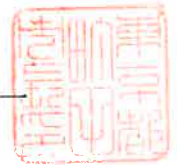
町田市浄化槽清掃業許可証

住所 町田市木曽東二丁目6番18号
氏名 株式会社 町田清掃社
代表取締役 菅原 久仁夫

町田市浄化槽の清掃及び保守点検に関する条例第3条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

2018年 4 月 1 日

町田市長 石 阪 丈 一



記

- 1 許可番号 許可浄清第 2 号
- 2 許可期限 2020年 3 月 31日まで
- 3 許可条件 浄化槽関係法令を遵守すること

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます(なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)